

山陽小野田市ふるさと文化遺産登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産を再発見し、保護及び活用すること、文化的財産愛護意識の向上を図ること、郷土愛を醸成することを目的に山陽小野田市ふるさと文化遺産（以下「ふるさと文化遺産」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと文化遺産」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第2条第1項第1号から第6号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に準じる文化的財産（文化的景観、伝統的建造物群及び伝承記念物等を含む。）を複数含む、世代を超えて受け継がれ地域の歴史や風土に根ざした、ストーリー性のある概念をいう。

(ふるさと文化遺産の登録)

第3条 山陽小野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条に該当するものを山陽小野田市ふるさと文化遺産登録台帳（様式第1号）に登録することができる。

2 教育委員会は、第1項の規定による登録をしようとするときは、山陽小野田市文化財審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(教育委員会の役割)

第4条 山陽小野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ふるさと文化遺産が山陽小野田市の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その周知及び活用に努めるものとする。ただし、管理上（修理等を含む。）の責務は負わない。

(ふるさと文化遺産の登録の通知及び公表)

第5条 第3条第1項の規定による登録をしたときは、市広報紙、インターネットホームページ等で市民に公表するものとする。

(ふるさと文化遺産の登録の抹消)

第6条 教育委員会は、ふるさと文化遺産についてその周知及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。この場合、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。